4. 属性情報の記載

上場会社は、独立役員として指定する者が次のaから I までのいずれかに該当する場合は、該当状況及びそれぞれの概要を記載してください。

- a. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
- b. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった 者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- c. 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
- d. 過去に上場会社の親会社の監査役であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- e. 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者
- f. 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
- g. 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門 家又は法律専門家(法人、組合等の団体であるものに限る。) に過去に所属していた者
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業務 執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。)をいう。)
- j. 上場会社の取引先又はその出身者 (f.g.又はh.に該当する場合を除く。)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- 1. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者
- ※ aから i までに掲げる者(重要でない者を除く。)については、その近親者も同様の取扱いとしています。

【施行規則第415条第1項第6号】

これは、独立役員の属性情報として、事実関係の記載を求めるものです。「独立性基準」と異なり、この a から 1 に該当する社外役員であっても、それだけで直ちに独立性が否定されることにはなりません。

なお、属性情報の記載は、独立役員届出書だけでなく、コーポレート・ガバナンス報告書においても 必要となります。詳細は、「第5編 [4] コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご参照くださ い。

(1) 属性情報のa. からi. について

- ① a. からi. の各項目への該当性の判断について
 - ・ 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「上場会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭その他の財産」「重要でない」「近親者」などの解釈については、「3.(2)独立性基準について」を参照してください。
 - ・ 「過去」とは、過去10年間に限定するものではありませんので、ご注意ください。
 - ・ 過去の該当状況については、独立役員届出書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。

例えば、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去所属していた者」や、「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容について開示していただくことを想定しています。

• a. 及びb. については、過去10年以内に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者は、

会社法上の社外取締役又は社外監査役としての社外性が認められないため、独立役員として指定できません。したがって、属性情報の記載が必要となるのは、過去10年以前にそうした関係があった場合を想定しています。

また、c. からe. については、過去10年以内に業務執行者であった者(及びその近親者)、f. からh. については、最近において業務執行者であった者(及びその近親者)は、独立性基準(a. 及びb. については社外性要件)に抵触するため、独立役員として指定できません。

② aから i の個別の属性情報に関する記載上の注意点

- a. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
- b. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- c. 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
- d. 過去に上場会社の親会社の監査役であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- e. 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者

[概要として記載する内容について]

- ・ 過去に業務執行者であった関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。 例えば、業務執行者であった時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した 後も関係が継続している場合にはその概要(例えば、非業務執行の顧問として在籍していること) 等を記載することが考えられます。
 - f. 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
 - g. 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(法人、組合等の団体であるものに限る。)に過去に所属していた者

〔概要として記載する内容について〕

- ・ 過去に業務執行者であった関係(又は所属していた関係)を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引先の会社名(又は団体名)、取引関係(又は金銭等の受領関係)の内容、規模、当該取引関係(又は金銭等の受領関係)が上場会社又は取引先(又は団体)に与える影響の大きさについての評価に加え、取引先の業務執行者であった(又は団体に所属していた)時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した後も関係が継続している場合にはその概要(例えば、非業務執行の顧問として在籍していること)等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。
 - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等(業 務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。)をいう。)

[概要として記載する内容について]

・ 主要株主としての関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、 当該主要株主の議決権保有比率、上場会社の経営に影響を与える事実関係(役員派遣等)の有無、 主要株主の業務執行者等である場合には、業務執行者としての関係の概要(主要株主における地位 や業務内容等)等を記載することが考えられます。

(2) 属性情報の j. から I. について

- ① j. から I. の各項目への該当性の判断について
 - ・ 「取引」、「相互就任」、「寄付」の関係の記載については、それが独立役員届出書の記載事項と

なっていることを前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載を求めるものです。 記載にあたっては、合理的に可能な範囲での確認を行えば足りることとします。例えば、「出身者」 にあたるかどうかを判断するための確認の内容としては、通常は、有価証券報告書の「役員の状況」 の略歴に記載する程度の所属先を確認すればよいと考えられます。

- ・ 「現在」における、上場会社と、独立役員本人及び独立役員の出身元の会社等との間の関係が記載の対象となります。ここで「現在」とは、直近事業年度の開始日から当事業年度の独立役員届出書を提出するまでの期間をいい、この期間における関係の有無の確認を行えば足りることとします。ただし、これより前の期間についても含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 上場会社単体における関係が記載の対象であり、上場会社単体での関係の有無の確認を行えば足りることとします。取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付を行っている先についても、単体で判断することで足りることとします。ただし、連結ベースでの関係も含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 「出身者」とは、現在を含む直近10年間(当該社外役員候補者が、株主総会で社外役員に就任されるときを起算点とします。)において業務執行者であった場合をいい、独立役員候補者が直近10年間において所属していた先について確認を行えば足りることとします。ただし、直近10年間よりも過去の職歴も含めて記載することを妨げるものではありません。

② i. から I. の属性情報の記載に共通する取扱い

- ・ 属性情報の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと 上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を 記載することができます。
 - ※ 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。 概要に代えて記載する理由としては、例えば、①取引の概要については、一般消費者としての 通常の取引であるといった理由、②相互就任の概要については合併等によって意図せず社外役 員が相互就任する形となっているといった理由、③寄付の概要については寄付金額が僅少であるといった理由が考えられます(これらに限定されるものではありません。)。 これらの場合で も、属性情報に係る関係が存在するということ自体は記載(チェック欄を使用)する必要があります。
- 上場会社が、取引又は寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準(例えば、取引高が「●●万円未満」など)を定め、当該軽微基準の概要を記載している場合には、軽微基準の範囲内である場合については、その存在自体の記載を省略することも考えられます。

なお、このような「軽微基準」は、「独立性に与える影響が「ない」と判断されるかどうか」を示す基準である必要があり、「独立性に与える影響が「少ない」かどうか」という程度問題ではないと考えられます。そのため、例えば、「取引」についても「主要な取引先」における該当性の判断の水準とは異なる点にご留意ください。

③ j. から I. の個別の属性情報に関する記載上の注意点

j. 上場会社の取引先又はその出身者 (f.g. 又はh. に該当する場合を除く。)

- ※ f. g. 又はh. に該当する取引先を除く、全ての取引先が記載の対象となります。
- ※ 非常勤の顧問に対する報酬の支払いや、アドバイザリーボードの委員に対する謝礼の支払い、監査法人に対する監査報酬の支払いなども「取引」に該当する点にご留意ください。

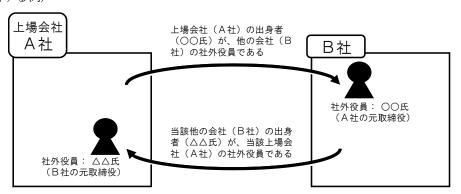
[概要として記載する内容について]

- ・ 取引先と上場会社の間に存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 取引関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引の種別 や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認 識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者

※ 「社外役員の相互就任」とは、上場会社の出身者が、他の法人の社外役員である場合であって、 当該他の法人の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます(下図参照)。

(該当する例)



[概要として記載する内容について]

・ 社外役員の相互就任の関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例 えば、相互就任の関係にある法人名のほか、相互就任の関係となるに至った経緯及び順序、相互就 任の関係にある法人との関係、それぞれの前任者も同一法人の出身者であればその旨等を記載する ことが考えられます。

1. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

※ 寄付金額の多寡にかかわらず、記載の対象となります。

〔概要として記載する内容について〕

- ・ 上場会社が行っている全ての寄付の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 寄付金関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、寄付の金額や目的、寄付が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

(参考) 独立性基準と属性情報の記載の全体イメージ 概念図(2020年2月改訂)

